

各位

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による

自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしましたが、その一部についての具体的な取得方法について、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の具体的な方法

本日(平成21年2月26日)の終値 938円で、平成21年2月27日(金)午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

2. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 800,000 株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.3%)

- (注 1) 当該株式数の変更は行わない。なお、市場動向により、一部または全部の取得が行われない可能性もある。
- (注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。
- (注3) 株式の取得価額の総額 750,400,000 円

3. 取得結果の公表

平成21年2月27日(金)午前8時45分の取引時間終了後に取得結果を公表する。

(ご参考) 自己株式取得に関する決議内容(平成21年2月13日公表分)

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 200 万株 (上限)
- ・株式の取得価額の総額 25億円(上限)
- ・取得する期間 平成 21 年 2 月 16 日 ~ 平成 21 年 3 月 24 日

以上